

（令和6年10月1日発表）

水道料金・下水道使用料の支払期限の変更

◆アピールポイント	●令和6年10月検針分から、水道料金・下水道使用料の口座引落日と納入通知書での支払期限が、検針月の翌月10日に変わります（※口座引落日は、10日が土・日・祝日の場合は翌営業日）
◆日時・期間	令和6年10月検針分から ※検針は、お住まいの地区により偶数月・奇数月が決まっています
◆内容など	1 趣旨 静岡市では2か月に1度、検針員が皆様のお宅に伺って水道メーターを確認し、2か月分の水道料金と下水道使用料を合わせて請求させていただきます。 しかし、検針からお支払までの期間が長く、いつ使用した分の請求なのかわかりにくいとのご意見もいただいていたことから、料金等の確定までに要する期間を見直すことで、水道・下水道を使用している皆様にとって、お支払までをよりわかりやすくすることを目的としています。 2 変更内容 ●<u>従来（令和6年9月検針分まで）</u> 口座振替…検針月の翌月16日に引落し ※土・日・祝日の場合は翌営業日 納入通知書（納付書）…検針月の翌月末日がお支払期限 ●<u>変更後（令和6年10月検針分から）</u> 支払方法に関わらず、検針月の翌月10日が口座引落日および支払期限 ※口座引落日は、10日が土・日・祝日の場合は翌営業日 （例）偶数月検針の地区にお住まいの場合 10月に検針（8・9月使用分） …11/10（日）が支払期限、11/11（月）が口座引落日 （例）奇数月検針の地区にお住まいの場合 11月に検針（9・10月使用分） …12/10（火）が口座引落日および支払期限 詳しくはこちら↓ https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9267/s013036.html

別紙資料 有・☐無

イベントカレンダーへの掲載 有・☐無

【問合せ】 お客様サービス課（上下水道庁舎3階）

担当 小泉・堀池

電話 054-270-9108